

◆新型コロナウイルス対策関連について

経済産業省や厚生労働省等による新型コロナウイルス関連支援策等が以下のHPに掲載されております。

■新型コロナウイルス感染症関連（経済産業省の支援策）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

■新型コロナウイルス感染症について（厚労省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■新型コロナウイルス感染症への対応（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page25_002019.html

■新型コロナウイルス感染症について（外国人技能実習機構）

<https://www.otit.go.jp/CoV2/>

◆高濃度PCB廃棄物の発見事例について

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）につきましては、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」）を活用し、地元の理解と協力の下、全国5か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）においては、JESCOの処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として規定しています。今後は大阪事業地域の変圧器、コンデンサー等及び北九州・大阪・豊田事業地域の安定器、汚染物等が令和3年3月末に処分期間末を迎えるなど、順次処分期間が到来することとなります。

この度、これまで各都道府県・各政令市において行われてきた管内における未処理の高濃度PCB廃棄物等を網羅的に把握するための掘り起こし調査における、変圧器、コンデンサー、安定器等のPCB廃棄物の主な発見事例についての整理が行われるとともに、北九州事業地域において上記の処理完了後に発見され、継続保管となっている事例についても主なものについて整理が行われました。

つきましては、各産地組合の組合員の皆様におきましても、下記＜参考資料＞を参照のうえ、自ら管理する施設において、高濃度PCB廃棄物の保管等をしていないかあらためて確認いただくとともに、保管等している場合は、確実かつ早期にJESCOに処分委託手続き等を行っていただきますようお願い申し上げます。

＜参考資料＞

- 掘り起こし調査等における高濃度PCB廃棄物・機器の発見事例

http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/discovery_case.pdf

- 計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例

http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/storage_case.pdf

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

<問い合わせ先>

- PCB特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先
参照先のパンフレット12 ページに記載されております。
- JESCOへのPCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先
JESCO 登録担当 Tel : 03-5765-1935

◆18th JAPAN YARN FAIR & 総合展「THE 尾州」が開催されました

去る2月17日から19日に一宮市総合体育館におきまして、「18th JAPAN YARN FAIR & 総合展『THE 尾州』」が開催され、愛知県撚糸工業組合の組合員有志が参加出展いたしました。

概要は、「https://www.fdc138.com/fashion/promotion/jy/JY_18.pdf」をご覧ください。

◆その他中小企業関連ホームページ等について

I 税制に関する窓口及び相談機関

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

II 各種中小企業支援について

- ① 中小企業庁ホームページ<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。

- ② ミラサポplusホームページ<https://www.mirasapo.jp/features/policy/vol89/index.html>

ミラサポplusは、中小・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

- ③ 経済産業省ホームページ<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載されています。

III その他

繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画

 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（第3版）

<http://www.jtf-net.com/news/PDF/190426Jisyukodo-3rd%20edition.pdf>

2030年にあるべき繊維業界への提言 ～ 伝統から未来への設計図（New Design 2030）～

 「2030年のあるべき繊維産業への提言」

http://www.jtf-net.com/news/PDF/200303_2030Teigen_Rev..pdf